

第 8 4 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第 2 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書及び同条第 4 項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出

産被保険者一人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単体妊娠の場合 2, 820円

(イ) 多胎妊娠の場合 4, 230円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単体妊娠の場合 4, 700円

(イ) 多胎妊娠の場合 7, 050円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単体妊娠の場合 7, 520円

(イ) 多胎妊娠の場合 11, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単体妊娠の場合 9, 400円

(イ) 多胎妊娠の場合 14, 100円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者一人について次に定める額

ア 第1項第1号イに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単体妊娠の場合 1, 160円

(イ) 多胎妊娠の場合 1, 740円

イ 第1項第2号イに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単体妊娠の場合 1, 934円

(イ) 多胎妊娠の場合 2, 900円

ウ 第1項第3号イに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単体妊娠の場合 3, 094円

(イ) 多胎妊娠の場合 4, 640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単体妊娠の場合 3, 867円

(イ) 多胎妊娠の場合 5, 800円

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者一人について次に定める額
- ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単体妊娠の場合 1, 180円
- (イ) 多胎妊娠の場合 1, 770円
- イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単体妊娠の場合 1, 967円
- (イ) 多胎妊娠の場合 2, 950円
- ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単体妊娠の場合 3, 147円
- (イ) 多胎妊娠の場合 4, 720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
- (ア) 単体妊娠の場合 3, 934円
- (イ) 多胎妊娠の場合 5, 900円

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、市長が別に規則で定めるところにより、出産の予定日その他の市長が必要と認める事項を記載した届書に、当該事項を明らかにする書類を添えて届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項に規定する事項を確認することができる場合は、同項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。